

小野地区学習等供用施設 運営委員会 会則

第1章 総則

(目的)

第1条 本委員会は、小野地区学習等供用施設(以下、「学供施設」)を円滑に管理すること、地域住民が円滑に利用できることを目的とする。

(委員会名称)

第2条 本委員会の名称は、「小野地区学習等供用施設運営委員会」(以下「学供運営委員会」と称する。

(委員会所在地)

第3条 本委員会は、春日井市小野町2丁目75番地、学供施設内に置く。

(委員会審議事項)

第4条 「春日井市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例」改正に伴い指定管理者制が取られ、小野区が学供施設の指定管理者に指定された。小野区は、本委員会において以下の事項について審議する。

- (1) 学供施設使用規則の改廃
- (2) 学供施設運営に関する事項(施設内の清掃、庭の手入れ及び管理等)
- (3) 学供施設内の設備計画の立案(備品の購入及び廃棄)
- (4) 学供施設協力費の料金改定
- (5) 学供施設が有効利用されることに関する事項
- (6) その他、学供施設に関する事項

第2章 委員

(委員及び定数)

第5条 本委員会に、次の委員を置く。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 委員長(区長) | 1名 |
| (2) 副委員長(副区長) | 1名 |
| (3) 会計(区会計) | 1名 |
| (4) 書記(区書記) | 1名 |
| (5) 庶務(区庶務) | 1名 |
| (6) 施設受付 | 1名 |
| (7) 施設会計 | 1名 |
| (8) 委員(学供施設利用者代表) | 若干名 |
| (9) 委員(区長経験者) | 若干名 |

(委員の選任と承認)

第6条 委員の選任または承認を下記に定める。

- (1) 委員長は、当該年度の小野区長とする。
- (2) 副委員長は、当該年度の小野区副区長とする。
- (3) 書記、会計および庶務は、それぞれ当該年度の小野区書記、会計および庶務とする。

- (4) 施設受付および施設会計は、小野区施設受付および施設会計とする。
- (5) 委員(学供施設利用者代表)は、学供施設利用者の中から利用実績等を勘案し、委員長が選定し、委員会の承認をもって委員とすることができる。
- (6) 委員(小野区長経験者)は、委員長が選定し、委員会の承認をもって委員とすることができる。
- (7) 委員に欠員が出た場合、委員長は補欠委員を選定し、委員会の承認をもって委員とする。

(委員の職務)

第7条 委員の職務を下記に定める。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を副委員長が代行する。
- (3) 会計は、委員会の会計事務を処理する。
- (4) 書記は、委員会等の会議の議事を記録する。
- (5) 庶務は、会務を推進し、事業等の企画運営に当たる。
- (6) 施設受付は、小野集会施設使用許可申請書の受け付けおよび許可を行う。
- (7) 施設会計は、学供施設の会計事務を行う。
- (8) 委員は、委員会会議にて、施設運営が円滑に実施できるように意見を具申する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期を下記に定める。

- (1) 委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
- (2) 補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- (3) 委員が辞任した場合、又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を継続して行う。

第3章 委員会

第9条 委員会は、原則として、1年に1回、開催する。但し、必要と認めた場合は、委員長の要請に基づき、臨時委員会を開催する事が出来る。

(開催および決議条件)

第10条 委員会の開催および決議条件、その他委員会に関する事項を以下の通り定める。

- (1) 委員会は、定数の2分の1以上の出席者(委任状を含む)をもって開催され、出席者(委任状を含む)の過半数の賛成により議決する。賛否同数のときは委員長の決するところによる。
- (2) 委員会が必要と認めるときは、委員以外のものが会議に出席することを認める。但し、その者は議決権を持たない。

第4章 事業及び会計年度

第11条 委員会の事業及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第5章 会計

第12条 委員会の目的達成のために必要な経費は、区施設会計予算をもってあてる。

第6章 管理及び清掃

第13条 委員長は、学供施設の内外を定期的に異常の有無を点検し、適正な管理を行う。

- (1) 定期点検にて異常を発見した場合は、直ちに補修等を行い、利用者に不都合をきたさないように努める。
(大規模な補修を伴う場合は、市に連絡し、市が補修する)
- (2) また、委員長は適正な施設管理を維持するために、施設の適正な清掃を行う清掃請負人を置くことができる。

第7章 規約の改廃

第14条 この会則の改廃は、委員会において、出席者(委任状を含む)の3分の2以上の賛成をもって議決される。

制定

1. この規約は平成18年9月1日から施行する。

改定

1. 平成30年2月24日に規約を改定した。改定規約は平成30年3月1日から施行する。